

## 注文条件書

### 第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書、仕様書に添付された文書等及び乙が提出した提案書並びにその他の書類で明記したすべての内容(以下「仕様書等」という。))に定める請負を納入期限までに完了し、仕様書等に定める成果物(以下「成果物」という。)を甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(納入期限及び納入場所)

第2条 契約(請負)期間、納入期限及び納入場所は、頭書のとおりとする。

2 乙は前項の条件のとおり成果物を納入することとする。

(契約保証金)

第3条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託)

第5条 乙は、本契約の全部を第三者(甲又は乙以外の個人、法人又はその他の団体をいい、乙との支配関係及び関連を問わない。以下同じ。)に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、乙は、あらかじめ再委託をしようとする第三者(以下「再委託者」という。)の住所又は所在地、氏名又は名称、再委託する業務の範囲、その必要性、契約金額、再委託の業務に従事する者の適格性及び情報保全のための履行体制について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。なお、乙は、甲から承認を受けた内容を変更しようとする場合又は再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対して全ての責任を負うものとする。

3 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(代理人の届出)

第6条 乙は、本契約に基づく請負業務に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合には、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

### 第2章 契約の履行

(監督)

第8条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合には、監督職員を定め、乙の作業場所等に派遣して業務内容及び甲が提供した資料等の保護・管理が、適正に行われているか等について、甲の定めるところにより監督をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。

2 甲は、監督職員を定めたとき、その職員の氏名並びに権限及び事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

4 監督職員は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとする。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(履行完了の届出)

第9条 乙は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって甲に届けるものとする。この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

(検査)

第10条 甲は、前条の規定により届け出を受理した日から起算して10日以内に、乙の立会を求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙が履行を完了する前に、乙の作業場所又は甲の指示する場所で検査を行うことができる。

3 甲は、前2項の規定により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに乙に対し、その結果を通知するものとする。なお、前条の規定による届け出を受理した日から起算して14日以内に、乙に検査

結果の通知をしないときは、合格したものとみなす。

4 乙は、甲の検査の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

5 乙は、検査に先立ち甲の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を甲に提出するものとする。

6 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

7 甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合において、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(所有権の移転)

第11条 この契約に基づく成果物の所有権は、前条に規定する甲の検査に合格し、甲が成果物を受領したときに乙から甲に移転するものとする。

2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は、乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(経費内訳の調査)

第12条 削除

(精算書等の提出)

第13条 削除

(金額の確定)

第14条 削除

(代金の請求及び支払)

第15条 乙は、契約の履行を完了した場合において、甲の行う検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に代金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第16条 甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年3パーセントの割合で計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

3 甲が第10条第1項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

(納入期限の猶予)

第17条 乙は、納入期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び納入予定日を甲に申し出て、納入期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、納入期限を猶予しても、契約の目的の達成に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は、原則として甲が承認した納入予定日まではこの契約を解除しないものとする。

2 乙が納入期限までに義務を履行しなかった場合には、乙は、前項に定める納入期限の猶予の承認の有無にかかわらず、納入期限の翌日から起算して、契約の履行が完了した日(納入期限遅延後契約を解除したときは、解除の日。)までの日数に応じて、当該契約金額に前条第1項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定による遅滞金のほかに、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

4 甲は、乙が納入期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害(甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。)について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

### 第3章 契約の効力等

(履行不能等の通知)

第18条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合

又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(契約不適合による履行の追完、代金の減額及び契約の解除)

第19条 成果物が契約の内容に適合しない場合は、甲は、自らの選択により、乙に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは履行の追完の請求をすることができない。

2 成果物が契約の内容に適合しない場合(甲の責めに帰すべき事由によるものを除く。)、甲は、相当な期間を定め、履行の追完を催告できる。

3 甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙が履行の追完をしないで仕様書等に定める時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が第2項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 甲が履行の追完を請求した場合で、履行の追完期間中成果物を使用できなかったときは、甲は、当該履行の追完期間に応じて第17条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

6 甲が第2項に規定する催告をし、その期間内に履行の追完がないとき、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。

7 甲が前項に基づき解除した場合、乙は、甲に対し、第23条第1項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき成果物が既にその用に供せられていたと認め、これにより受けた利益を返還しないものとする。

8 甲は、成果物が契約の内容に適合しないことより生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第23条第1項の規定による違約金が生じたときは、同条第3項の規定を適用するものとする。

9 第1項の規定により甲が履行の追完の請求をした場合、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、あらかじめ甲の承認を得ることで甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

10 甲が成果物が契約の内容に適合しないことを知ったときは、その不適合を知った日から1年以内に乙に対して通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

11 第1項の規定に基づく履行の追完については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。

12 第1項の規定に基づき履行の追完がされ、再度引き渡された成果物に、なお本案の規定を準用する。

13 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

#### 第4章 契約の変更等

(契約の変更)

第20条 甲は、契約の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、納入期限、納入場所、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、納入期限を変更するため、甲と協議することができる。

(事情の変更)

第21条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となつたと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が納入期限(第17条第1項により猶予を承認した場合は、その日。)までに、履行を完了しなかったとき又は完了できないことが客観的に明らかとなるとき。

(2) 第10条第1項の規定による検査に合格しなかったとき。

(3) 第19条第6項に該当するとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

(5) この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

(6) 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく健全と認められるとき。

(7) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は、乙と協議の上、乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。

(違約金)

第23条 乙は、前条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する価格の100分の20に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が100円未満であるときは、この限りではない。

2 前項の規定による違約金のほか、第17条第2項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

3 第1項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

(乙の解除権)

第24条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。

3 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行うものとする。

(知的財産権)

第25条 乙は、成果物の利用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

2 乙は、別紙又は仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(支払代金の相殺)

第26条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

#### 第5章 暴力団排除特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第27条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第28条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第29条 乙は、契約後に下請負人等が第27条及び前条の規定に基づく解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならぬ。

2 甲は、乙が下請負人等が第27条及び前条の規定に基づく解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第30条 甲は、第27条から前条までの規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第27条から前条までの規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第31条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 第6章 談合等特約条項

(談合等の不正行為に係る違約金)

第32条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。))に入札(見積書の提出を含む。))が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) 乙が前各号に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約代金(契約締結後に契約代金に変更があった場合には、変更後の金額)の100分の10に相当する額のほか、契約代金の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙若しくは乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
  - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害金の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

## 第7章 守秘義務等

(守秘義務)

第33条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する、又は乙が本請負契約の履行に際し知得する一切の情報については、適切に管理し、請負期間中はもとより、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に乙が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、乙の責によらずに公知となった情報
- (4) 開示を受けた、又は知得した後、甲が秘密でないと判断した情報
- (5) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (6) 甲から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (7) 第三者に開示することにつき、書面により事前に甲の同意を得た情報(ただし、甲が同意した特定の第三者に対して情報を開示する場合には、当該第三者に対する情報の開示についてのみ本条に規定する守秘義務が免除されるものとする。)

2 前項の有効期間は、本請負の完了、若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲は、乙と協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

3 乙は、本請負の完了時若しくは中止時、又は本契約の解除時、原則として、第1項により乙に開示された又は乙が知得した情報を甲に返却し、又は再生不可能な状態に消去、若しくは廃棄の上その旨を証する書面を甲に報告するものとする。ただし、やむを得ず、返却、消去又は廃棄できない場合、当該情報のセキュリティを確保した管理について、甲の承認を得ること。その場合であっても、原則として、5年以内に当該情報を返却、消去又は廃棄するものとする。

4 乙は、履行後であっても第1項により守秘義務を負う情報の漏えいや滅失、毀損等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときには、直ちに甲に対して通知し、必要な措置等を講じるとともに、その事故の発生から7日以内に、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。また、甲から情報の管理状況等の確認を求められた場合は、速やかに報告するとともに、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報の管

理体制、管理状況等について、調査することができる。

5 第5条に基づき委託業務の一部を第三者に委託又は請負させる場合、乙は当該第三者に対し、第1項から前項に定める措置を遵守させるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第34条 甲は乙に対し、甲の保有する個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を開示する場合、当該個人情報を特定し、個人情報である旨を明示するとともに、乙の管理体制及び個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について書面で確認しなければならない。

2 乙は個人情報の開示を受けた場合、この契約の目的の範囲内において使用するものとし、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を入力、閲覧及び出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとする。
- (2) 請負業務の作業場所は、入退管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とする。
- (3) 紙媒体・電子データを問わず、開示を受けた個人情報については厳重な保管管理を実施するものとし、この契約の目的の範囲内において、甲の承認を受けて複製することができるものとする。
- (4) 個人情報の返却に当たっては、書面をもってこれを確認するものとする。
- (5) 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に消去するものとする。
- (6) 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、請負業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずるものとする。

3 甲は、開示した個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、その職員に原則として実地検査により確認する。

4 第5条に基づき請負業務の一部を第三者に再委託する場合、乙は再委託者に対し、第2項に定める措置を遵守させるものとし、再委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて、または甲自ら前項の措置を実施することとする。再委託者が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 開示を受けた個人情報に関して、情報の改ざん、漏えい等のセキュリティ上の問題が発生した場合、乙は直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならない。

## 第8章 雑則

(調査)

第35条 甲は、甲の顧客との契約を遵守するため必要がある場合、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は甲が指定する者に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項及び第33条第4項に規定する調査に協力するものとする。

第36条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第37条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第38条 甲及び乙は、本請負を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
- 第33条第1項から第2項及び第4項から第5項までに規定する事項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの

第33条第1項及び第3項から第5項までに規定する事項

(特約事項)

第39条 乙は、別紙に定める事項を遵守しなければならない。

以上

## 別紙

### 1 実施体制

#### (1) 業務従事者の適格性の確保等

ア 乙は、契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務従事者」という。)として、本件業務を実施するにあたって必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。

イ 業務従事者は、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)を有すること。

#### (2) 情報保全の履行体制

ア 乙は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として乙が収集、整理、作成等した情報であって、甲が保護を要しないと確認しものを除く。)その他の非公知の情報(甲から提供した情報を含む。以下「保護すべき情報等」という。)について、適切に管理するものとする。

イ 保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく甲に通知するものとする。

- ① 甲が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取扱う履行体制
- ② 甲の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせない履行体制
- ③ 甲が許可した場合を除き、乙に係る親会社や乙に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の乙以外の者に対して伝達又は漏えいさせない履行体制

ウ 契約の履行中、履行後を問わず情報の漏洩等の事故や疑い、将来的な懸念の指摘があったときは、直ちに必要な措置等を講ずるとともに、甲に報告すること。また、甲から求められた場合は、情報の管理の履行状況等を報告するとともに、甲による調査が行われる場合は、これに協力すること。

### 2 知的財産権等

(1) 乙は、契約に関して甲が開示した情報等(公知の情報等を除く。以下同じ。)及び契約履行過程で生じた納入成果物等に関する情報等を本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示し若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

(2) 当該情報等を本契約以外の目的に使用し又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に甲の承認を得ること。

(3) 本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ(営業秘密)は甲(最終的には甲の顧客である総務省)に帰属し、甲(総務省)が独占的に使用するものとする。ただし、乙は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権又はノウハウ(営業秘密)を自ら使用し又は第三者をして使用させる場合は、甲と別途協議するものとする。

(4) 乙は、甲(総務省)に対し一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

(5) 乙は、納入成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)が含まれる場合は、甲(総務省)が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、当該契約等の内容について事前に甲の承認を得ることとし、甲(総務省)は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(6) 仕様書等に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰する場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理すること。この場合、甲に係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

### 3 情報セキュリティ対策

#### (1) 乙に求める情報セキュリティ対策遂行能力

##### ア 情報セキュリティを確保するための体制の整備

乙は、乙において情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制(以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。)を整備し、本調達に係る業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示すること。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持すること。

#### (2) 外部委託の実施における情報セキュリティ対策

ア 乙は、仕様書等に係る業務の一部を他の事業者への再委託により行わせる場合には、事前に甲の承認を得ること。乙は、甲が乙に求めるものと同等の情報セキュリティを確保するための対策を契約に基づき再委託先に行わせること。再委託先に行かせた情報セキュリティ対策及びこれを行わせた結果に関する報告を乙に求める場合がある。

#### イ 対策の履行が不十分な場合の対処

乙の責任者は、仕様書等に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を主管室が認める場合には、主管室の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取ること。

#### ウ 情報の機密保持

乙は、仕様書等に係る業務の実施のために甲から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報については、この限りではない。

(ア) 仕様書等に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。

(イ) 仕様書等に係る業務を行う者以外には機密とすること。

#### エ 情報の保護(情報保護・管理要領)

乙は、仕様書等に係る業務の実施のために甲から提供する情報について、十分な管理を行うこと。

#### オ 監査証跡の取得

乙は、仕様書等に係る業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得すること。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について甲へ報告すること。不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、遅くとも1時間以内に甲に報告すること。

#### カ 機密情報の保存場所に係る制限

乙は、仕様書等に係る業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存すること。

#### キ 情報セキュリティが侵害された場合の対処

乙は、仕様書等に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を策定するとともに、証跡(例:ログ、機器など事象の精査に必要なもの)の取得・分析が可能な体制を整備し、甲に提示すること。証跡の取得・分析が可能な体制の整備に当たっては、当該業務の遂行する担当者以外の専門部署(例:セキュリティ担当、構築担当など)の関与を含めること。

また、仕様書等に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処すること。

(ア) 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、甲に、口頭にてその旨第一報を入れること。甲への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うこと。

(イ) 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する甲の作業者を明らかにし、平日の9時 30 分から 18 時 15 分の間は3時間以内に、それ以外の時間帯は8時間以内に甲に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく甲に提出すること。

(ウ) 甲の指示に基づき、対応措置を実施すること。また、対応措置を実施するに当たっては、当該業務の関係法令等(例:個人情報保護法、一般データ保護規則など)で求められる対応事項及び報告期限等を厳守すること。

情報セキュリティが侵害された場合としては、以下に示す事象が想定される。

- ・不正プログラムへの感染(乙におけるものを含む。)
- ・サービス不能攻撃によるシステムの停止(乙におけるものを含む。)
- ・情報システムへの不正アクセス(乙におけるものを含む。)
- ・書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失(乙におけるものを含む。)
- ・要機密情報の流出・漏えい・改ざん(乙におけるものを含む。)
- ・異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止(乙におけるものを含む。)
- ・甲が乙に提供した又は乙にアクセスを認めた甲の情報の目的外利用又は漏えい
- ・アクセスを許可していない甲の情報への乙によるアクセス

乙は、本業務において国の安全に関する重要な情報を取り扱う場合、情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するため、必要な記録類を契約終了時まで保存し、甲(総務省)の求めに応じてこれらの記録類を甲(総務省)に引き渡すこと。

#### ク 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の周知

乙は、甲から、仕様書等に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する以下の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答すること。

(ア) 仕様書等において求める情報セキュリティ対策の実績

(イ) 乙に取り扱わせる甲の情報の機密保持等に係る管理状況

以上

**「映像コンテンツを活用した地域情報発信」調査事業  
コンテンツ制作・発信者（ローカル局等）  
仕様書（案）**

**1. 目的**

本事業では、地域情報発信拡大の課題と海外での情報発信の環境の変化を踏まえ、自治体・地場産業等の情報発信主体とローカル局等のコンテンツ制作・発信者のマッチングを通じた映像コンテンツ制作・発信の調査を実施する。

これまでの放送コンテンツの海外展開における補助事業等の取組により、ローカル局等を主体とした海外の放送局等の連携（共同制作）が進展し、地域情報発信の有効なチャンネルとして確立されつつあるが、これを自治体・地場産業が主体的に活用するには、

- ① ローカル局等が主導する取組のため、自治体・地場産業から働きかけるにはコネクション・ノウハウが必要
  - ② 「放送番組」として取り上げるには、一定の規模・内容を構成できる題材であることが必要
- といった障壁も存在し、更なる地域情報発信拡大の課題となっている。

他方、海外においても、スマホ等の普及により、放送番組だけではなく SNS 等での動画配信等が情報発信手段として拡大しており、近年、海外放送局も積極的に活用するなど、海外での情報発信の環境は大きく変化している。

本事業は、情報発信主体とコンテンツ制作・発信者のマッチングを通じた映像コンテンツ制作・発信の有効性と効果的な情報発信手法を検証することを目的として実施する。

**2. 実施事項**

採択されたコンテンツ制作・発信者は、以下に示す(ア)～(ウ)の項目を遂行し、その成果を取りまとめて三菱総合研究所（以下、「MRI」という）に提出する。

**実施項目・内容・要件**

実施事項	実施内容
(ア) 映像コンテンツ制作	<p>&lt;概要&gt; マッチングした情報発信主体と協力し、採択された映像コンテンツ企画に沿って映像コンテンツを制作すること。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報発信主体から映像コンテンツ制作・発信に関する期待やニーズを聞き取るとともに情報発信先のコンテンツ視聴の動向を把握し、関心が高まるよう工夫しながら映像コンテンツの制作をすること。</li> <li>● 新たに撮影・編集した映像コンテンツを制作すること（既存番組を素材として再編集することは可とするが編集を加えない既存番組は認めない（ローカライズのみも不可））。</li> <li>● 映像コンテンツの本編と短編の双方を制作すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 本編は取り上げた観光資源・製品について詳細な説明を行う内容とし、短編は視聴者の興味・関心を惹く内容とすることを意図した構成とする。なお、構成は以下を原則とするが、より効果的な情報発信を行うために独自の映像の長さを設定する場合には企画採択前に情報発信主体と協議のうえ情報発信計画を MRI に提出し、承認されている場合に限り例外を認める。</li> </ul> </li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">&lt;本編&gt; 映像の長さは合計で 15 分以上とし、映像 1 本の最低の長さを原則 5 分とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">&lt;短編&gt; SNS 等での展開、番組宣伝用として 15 秒～2 分程度の映像(本編の本数や展開先の数等に応じて複数制作)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 映像コンテンツは放送・動画配信の双方での活用を前提にしたマルチユースコンテンツとし、放送・動画配信でのいずれでもそのまま利用可能なものを制作すること。</li> <li>● 制作するコンテンツは発信対象とする国及びターゲットに応じてより訴求力を持つよう現地ニーズを踏まえた工夫を施すこと。</li> <li>● 制作した映像コンテンツが以下に抵触しないこと。</li> </ul>

実施事項	実施内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 展開国の法令などに合わせてふさわしくないコンテンツ及びこれに準じるもの（例：飲酒シーン等）。</li> <li>➢ 成人向けコンテンツ（日本国内では成人向けコンテンツとされていなくても、展開国の基準により成人向けコンテンツとされるものも含む）。</li> <li>➢ 政治的、宗教的宣伝意図を有するコンテンツ及びこれに準じるもの。</li> <li>➢ 特定の政治的、宗教的立場を誹訪中傷するコンテンツ及びこれに準じるもの。</li> </ul>
(イ) 情報発信	<p>&lt;概要&gt; マッチングした情報発信主体と協力し、採択された映像コンテンツ企画に沿って映像コンテンツによる情報発信をすること。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報発信主体から映像コンテンツ制作・発信に関する期待やニーズを聞き取るとともに情報発信先のコンテンツ視聴の動向を把握し、関心が高まるよう工夫しながら映像コンテンツによる情報発信をすること。</li> <li>● 情報発信されたことが客観的に証明可能な媒体で情報発信すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 使用する媒体は、放送、SNS、動画配信での発信を問わない（映像コンテンツはマルチユースコンテンツであることを求めるが、本事業での発信方法は規定しない）。</li> </ul> </li> <li>● 情報発信主体およびMRIと合意した国・地域に対して情報発信すること。ただし、情報発信主体が対象とする国・地域が多岐にわたる場合、企画採択前に情報発信主体と協議のうえ情報発信計画をMRIに提出し、承認されている場合に限り、より訴求力の高い対象国・地域に絞ることも認める。</li> </ul>
(ウ) 効果検証の実施及び協力	<p>&lt;概要&gt; 自身が制作・発信した映像コンテンツの効果を検証するとともに、MRIが実施する効果検証に協力すること。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 映像コンテンツのリーチ（視聴率や視聴者数、再生数等の指標）を取得し、MRIの求める形式にて提出すること。</li> <li>● MRIは、コンテンツ制作・発信者の制作した映像を事業共通のSNSページに掲載し再生傾向を分析する予定である。コンテンツ制作・発信者はこの調査に協力（映像コンテンツの提供・必要な権利処理含む）すること。</li> <li>● 情報発信主体からPR対象の観光資源・産品に係るデータ（訪問者数や販売数など）を受け取り、MRIの求めに応じて提出すること。</li> <li>● 本事業において実施した事項に加え、効果や課題などを記録し、MRIによる調査（アンケート調査またはインタビュー調査を想定）に回答すること。</li> </ul>

### 3. 企画提案書・支出計画書

本事業の具体的な実施内容については、別添の実施計画書<sup>1</sup>及び支出計画書の内容を踏まえるとともに、MRIの指示に従い遂行すること。

### 4. 進捗報告等

- 映像コンテンツ制作・発信の状況について事務局の求めに応じて進捗や取組内容を報告すること。
- 重要な変更（例えば、発信先・尺・題材・演出等）がある場合、情報発信主体と合意のうえ、速やかに事務局に報告し、承認を得ること。
- 取り組み内容について、有識者等よりアドバイスを受ける場合がある。アドバイスを受けた場合には対応方針をMRIに提出し承認を得たうえで、対応後には対応結果を報告すること。

### 5. 納品日

2022年2月下旬

<sup>1</sup> 採択された映像コンテンツ企画の内容を踏まえ採択後コンテンツ制作・発信者にて作成する予定の文書

## 6. 納入成果物等

- |                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 報告書・報告書概要版及び付属資料（編集可能な電子ファイル） | 1 式 |
| (2) 本事業で制作した映像コンテンツ（電子ファイル）       | 1 式 |
- 報告書・報告書概要版は MRI が指定する形式で提出すること。電子ファイルは、原則として、MS-POWERPOINT 形式の電子ファイルで納入すること。
  - 付属資料には、概要資料、本事業の遂行中に収集した情報・文献・資料や情報発信されたことを証明する証憑類、記者発表等の広報・報道資料等を含むものとする。
  - 本事業で制作・編集されたコンテンツは全種類を電子ファイルにて 1 式納入すること。
  - 本事業で制作した映像コンテンツは MP4 等、PC で再生が可能なファイル形式にすること。

## 7. 留意事項

事業遂行に際しては、以下の点に留意すること。

- 情報発信主体との企画作成・制作・発信にあたり担当者を設置し、迅速にやり取りすること。
- 映像コンテンツ制作・発信に関して情報発信主体に依頼が必要な事項（映像コンテンツの内容確認依頼や、撮影用サンプルや撮影場所の提案・確保依頼、イベントや SNS での発信への協力依頼 など）が発生した場合は、遅滞なく情報発信主体に相談・依頼すること。
- 制作された映像コンテンツについて、情報発信主体及びコンテンツ制作・発信者の利活用（本事業以外での利活用を含む）における課題の調査に協力すること。
- MRI の指定に従って事業費の内訳を示す証憑を整理・保管すること。MRI の求めに応じて速やかに提出すること。

## 8. 納入場所

株式会社三菱総合研究所 デジタル・イノベーション本部